

もうすぐ冬休み。お子様は、日頃の緊張感から解放され家庭中心の生活となります。また、年末年始やお正月を控え落ち着かない生活になります。そこで、ご家庭で子育てのあり方について、再度確認していただきたく、「子育て憲法12章」と題し3回にわたり望ましい子育てについてご紹介いたします。ご紹介する内容は「これがすべて」というものではありませんので、参考にいただければ幸いです。

○ 我が子を伸ばすための「子育て憲法12章」-1



第1章 主権在親 子どもが成人し、責任ある社会人として独立するまでは、一家の主権は親（保護者）にあります。

第1条 我が家の教育方針を確立し、両親が（家庭によっては祖父母も）一貫した姿勢で子どもを養育しましょう。

第2条 ダメはダメ。最後まで子どもに寄り切られないように。

第3条 子ども部屋は治外法権（権限の及ばないところ）ではありません。（鍵不要。親の出入りも自由）

第2章 夫婦の戦争放棄 夫婦円満こそ子育ての根幹です。明るく、ユーモアのある家庭からは問題は芽生えません。

第4条 夫婦が互いに相手の人格を尊重し、いたわり合い、助け合う姿、生き方そのものが最高の家庭教育です。

第5条 苦労はあっても、いつも笑顔、笑い声の絶えない、明るい家庭づくりを心がけましょう。

第6条 子どもの前での夫婦げんか、相手非難・批判は厳禁。

第3章 基本的生活習慣の確立（1） 基本的生活習慣で欠けているところがあれば、しっかり身につけさせなければなりません。

第7条 さわやかな朝のリズムを作りましょう。



①定刻に一人で起床 ②寝具、ベッドの整頓 ③親子の朝のあいさつ ④洗面、歯磨き、用便 ⑤服装、名札、身だしなみ ⑥朝食は必ずとる。偏食禁止。箸の持ち方 ⑦忘れ物はないか ⑧余裕を持って登校 ⑨通学路、交通規則順守

第4章 基本的生活習慣の確立（2） 家族の一員としての自覚と責任を持たせ、節度のある、規則正しい生活習慣を身につけさせましょう。

第8条 自分のことは自分でさせよ。家族のことも考えさせよう。

①帰宅時間を守る。②「ただいま」のあいさつ ③履き物はそろえて脱いだか ④家の仕事、食事の手伝い ⑤正しい言葉遣い ⑥予習、復習、宿題 ⑦テレビの見過ぎ・ゲームのやり過ぎ、夜更かしの禁止 ⑧明日の支度、入浴

第5章 子どもの人格尊重 子どもは、今は未完成で欠点が多くとも、間違いなく21世紀の担い手であり、一個の尊い人格を持った存在です。

第9条 子どもは親の私有物ではありません。親の都合で子どもにつらい悲しい思いはさせたくないものです。

第10条 時には厳しく叱責することも必要ですが、その子の全人格を否定するようなしかり方は慎みましょう。

第11条 親子といえども別の人格です。子どもには子ども自身の人生があることをお忘れなく。

お知らせ 『年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動』が12月10日(月)から1月7日(月)まで実施されています。全座席シートベルト締めて安全運転をお願いいたします。

